

「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の一部改正について（案）に関する意見募集の結果について

令和5年5月26日
厚生労働省

「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の一部改正について（案）について、令和5年4月14日（金）から同月20日（木）まで御意見を募集したところ、計8件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	新興感染症に COVID-19 が含まれるか否かが解釈出来ない。新興感染症の定義を明確にしてほしい。 そのうえで実効性のある政策を執行願う。	1 点目に関し、「新興感染症」については、本文において新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症と明示いたします。COVID-19 については、法律上新型インフルエンザ等感染症に当てはまる場合、「新興感染症」の範囲に入ることとなります。 2 点目についてはご意見として承ります。
2	「一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、積極的疫学調査に正当な理由なく応じない場合には、指示、	（1）に関し、ご指摘のとおり過料であります但し罰則に当てはまりません。 （2）及び（3）についてはご意見として承ります。

	罰則の対象となることを丁寧に説明することが求められる旨を加える。」 に対する意見 (1) 感染症法第81条の「三十万円以下の過料」は罰則でしょうか(刑法第9条(刑の種類)死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。))。 (2) 過料が罰則でないとしても、裁判所の関与なく行政職員の権限で過料を命じることはできない点に留意すべきです(非訟事件手続法第5編「過料事件」参照)。 (3) 感染症法第15条第8項から第12項(命令、最小限度、書面通知、証明書提示)など適正な手続きに必要とされる要件にも留意すべきです。 (4) 指定感染症が抜けていますが、感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を考慮すべきです。	(4)については、他の部分と同様に指定感染症は含まれている整理となります。
3	>第十三 感染症対策物資等の確保に関する事項【新設】 具体的な施策案であるが、今回のコロナ禍においては、初期においてマスクの不足が存在したので、(国及び都道府県等の行政機関だけではなく、)各種事業所及び学校において、従業員及び学生・児童について1人あたり2枚以上のマスクを備えておくようにすべきかと考える。	ご意見として承ります。

	（とりあえず紙マスクで可。50 枚入り 500 円の価格と仮定すると、500 人いる学校で 1 人あたり 2 枚の用意は 1 万円の費用とそこまで大きくないダンボール箱 1 つ程度のスペースでの備えが行えるかと思われるが（50 人いる事業所であれば 1000 円でマスクの箱 2 つ分のスペース。）、それはそう大きな負担でなく、合理的な体制作りであるように思われる。それだけで混乱の回避と少しばかりの事業継続性の向上が行えるのであるから適切なものとする（その程度で社会の一時的な麻痺が回避出来るのであれば安いものとする。）。） 意見は以上である。	
--	---	--

※上記のほか、5 件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。